

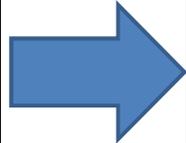
# 葛飾区人権施策推進のあり方懇談会資料

葛飾区人権施策推進指針（改定版）たたき台

総務部人権推進課

# 人権施策推進指針(改定版)構成(案)

現行 葛飾区人権施策推進指針	
I	葛飾区人権施策推進指針策定にあたって
II	人権をめぐる現状と課題
1	国の状況 (1) 国外の動き (2) 国内の動き
2	都の状況
III	葛飾区の人権施策推進指針
1	理念
2	人権課題の状況と基本認識 (1) 同和問題 (2) 男女平等の推進 (3) 高齢者、障害者、子どもの人権 ① 高齢者 ② 障害者 ③ 子ども (4) その他の人権分野 ① 外国人 ② HIV感染、ハンセン病 ③ さまざまな人権問題
3	人権施策の充実に向けて (1) 啓発事業の充実 (2) 人権教育の推進 (3) 相談事業の実施
IV	推進の方策
1	葛飾区(行政)の役割 (1) 人権尊重の環境づくり (2) 職員研修の充実 (3) 民間企業等の取組みへの支援
2	区民および企業の役割
3	国・都等との連携
4	推進体制の整備



葛飾区人権施策推進指針(改定版)(案)	
I	葛飾区人権施策推進指針の改定にあたって
II	人権をめぐる国内外の状況
1	国内外の状況
2	都の状況
III	葛飾区の人権施策推進指針
1	理念
2	基本目標
3	人権課題の状況と施策の方向性 (1) 女性(男女平等) (2) 子ども (3) 高齢者 (4) 障害者 (5) 同和問題(部落差別) (6) 外国人 (7) 疾病(HIV感染者・ハンセン病元患者等) (8) 性自認・性的指向(セクシャル・マイノリティ) (9) 犯罪被害者とその家族 (10) その他の人権分野 ・就労にかかわる人権問題 ・インターネットにかかわる人権問題 ・様々な人権問題
4	身近な人権 (1) ライフステージと人権 (2) 生活と人権 ① 家庭と人権 ② 地域と人権 ③ 企業と人権
IV	推進の方策
1	基本的方策 (1) 啓発事業の充実 (2) 人権教育・研修の推進 (3) 相談支援体制の充実
2	国・都等との連携
3	区民および企業との協働
4	人権施策の推進体制

【参考】東京都人権施策推進指針(H27改定版)	
東京都人権施策推進指針の策定にあたって	
I	人権を取り巻く現状
1	人権をめぐる国内外の動向
2	東京都における人権の状況
II	基本理念と施策展開の考え方
1	人権施策の基本理念
2	施策展開に当たっての考え方
III	人権課題ごとの現状と東京都の施策の方向性
1	女性
2	子供
3	高齢者
4	障害者
5	同和問題
6	アイヌの人々
7	外国人
8	HIV感染者・ハンセン病患者等
9	犯罪被害者やその家族
10	インターネットによる人権侵害
11	北朝鮮による拉致問題
12	災害に伴う人権問題
13	ハラスメント
14	性同一性障害者
15	性的指向
16	路上生活者
17	様々な人権課題
IV	施策の進め方
1	総合的な人権施策の展開
2	民間団体、国、他自治体等との連携
V	重点プロジェクト
1	オリンピック開催に向け、人権尊重都市「東京」を内外に向け発信
2	幅広い都民に訴えかける大型啓発キャンペーンにより都民の人権意識を醸成
3	人権施策を推進するための第三者機関の設置
4	人権啓発拠点の機能強化

## I 葛飾区人権施策推進指針の改定にあたって

要	旨
	<p>○葛飾区では、平成2（1990）年に策定した「基本構想」の中で、「人間性の尊重」をすべての施策の基本として貫いていくことを掲げ、「人権・平和」を基本計画の理念に位置づけて、すべての政策・施策・事業を通じて、「互いの人権を尊重し、平和で平等な社会を実現する」ことを明確にしている。また、平成25（2013）年度から34年度までの10年間を計画期間とする「葛飾区基本計画」において、基本理念に「夢と誇りあるふるさと葛飾の実現」を掲げ、「全ての人びとが個性ある人間として互いの人権が尊重され、安心して生活できる、ユニバーサルデザインに貫かれた地域社会を実現すること」を明示している。</p> <p>○現在、「新基本構想」「新基本計画」について、令和2（2020）年度中の策定に向けて検討を進めている。策定に当たっては、本指針改定に向けた検討内容を反映させていく。</p> <p>○平成20（2008）年3月には「葛飾区人権施策推進指針」を策定し、人権施策の方針と、基本的な方向を明らかにし、これまで、この指針に基づき、様々な人権施策に取り組んできたが、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題等の差別や偏見が依然として存在している。</p> <p>○近年では、社会情勢の変化に伴い、インターネット上の人権侵害や様々なハラスメント、セクシュアル・マイノリティの人々への配慮、東日本大震災の発生を契機とした災害時における人権への配慮等の新たな人権課題の顕在化する等、人権課題は複雑化、多様化している。</p> <p>○平成28（2017）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行される等、人権に関わる国の法整備が進んだ。</p> <p>○令和2（2020）年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるが、オリンピック憲章には、オリンピックが人権に配慮した大会であり、いかなる種類の差別も許されないという人権尊重理念が掲げられている。</p> <p>○東京都は、人権尊重理念が実現された都市を目指し、平成30（2018）年10月に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を施行し、人権施策への取組みを推進している。</p> <p>○今後、より一層、葛飾区における人権尊重理念の浸透、あらゆる差別の解消に向けた各種施策の推進を図るため、葛飾区人権施策推進指針の改定を行う。</p>

## II 人権をめぐる国内外の状況

### 1. 国内外の状況

(国外)

要 旨
<p>○国際連合（国連）は、昭和 23（1948）年の世界人権宣言をはじめ、昭和 40（1965）年の「人種差別撤廃条約」採択、昭和 41（1966）年の「国際人権規約」採択、昭和 54（1979）年の「女子差別撤廃条約」採択等、国際的な人権規範の整備に取り組んできた。</p> <p>○国連は、平成 7（1995）年から平成 16（2004）年までを「人権教育のための国連 10 年」とし、行動計画を策定し、その後、「人権教育のための世界計画」を策定し、終了期限を設けず 3 年ごとのフェーズ及び行動計画を策定している。</p> <p>○平成 18（2006）年には「国連人事理事会」が新設され、日本も 47 理事国の一員に選任されている。</p> <p>○平成 18（2006）年に「障害者権利条約」や平成 19（2007）年「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択される等、人権課題の個別分野ごとの具体的な国際法の整備が進んでいる。</p> <p>○組織に関する国際規格の分野では、平成 22（2010）年に発行された ISO260001 において、企業の社会的責任として「人権」が中核主題の一つとして位置付けられている。</p>

(国内)

要 旨
<p>○我が国では、日本国憲法において、はじめて国民の基本的人権の尊重がうたわれた。日本国憲法では、基本的人権の尊重に関して、「平等権」、「自由権」、「社会権」、「国務請求権」、「参政権」と、大きく分けて 5 つの権利について規定している。</p> <p>○このような国民の基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する人権関連諸条約の批准、人権に関する法令や諸制度の整備等が進められている。</p> <p>○人権教育・人権啓発という観点から「人権教育のための国連 10 年」を受けて、平成 9（1997）年に国内行動計画が策定され、さらに、平成 12（2000）年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体及び国民の責務等が具体的に定められた。</p> <p>○近年では平成 23（2011）年に「障害者虐待防止法」、「いじめ防止対策推進法」が制定され、平成 28（2016）年には「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が施行される等、人権に関する法整備が進んでいる。</p>

## 2. 都の状況

要 旨
○東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、いかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章にうたわれる理念が広く都民に浸透した都市の実現を目指し、平成27(2015)年8月に東京都人権施策推進指針を改定し、平成30(2018)年10月には「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定した。

### Ⅲ 葛飾区の人権施策推進指針

#### 1. 理念

全ての政策・施策・事業を通じて、互いの人権を尊重し、平和で平等な社会を実現します。
---

#### 2. 基本目標

○あらゆる差別や偏見がなく、すべての人の人権が尊重されるまちをめざします。

○一人ひとりがその人らしく、個性と能力を発揮し、オンリーワンの人生を輝かせて生きられるまちをめざします。

○誰もが互いの個性や違いを認め合い、共に支え合い生きる、多様性が尊重されるまちをめざします。

#### 基本目標の実現に向けて

誰ひとりとして、差別や偏見に苦しむことがなく、すべての区民が互いを尊重し、支え合い、皆が幸せに生きられる社会をつくるのが葛飾区の願いです。そのためには、皆が、誰の中にも人権侵害の芽が心の中にあることに気づき、一人ひとりが違う個性を抱く存在であることを正しく理解し、その多様な個性のつながりの中で生きている事実を尊重し、差別や偏見を許さないという意識と行動につなげていくことが大切です。

葛飾区では、すべての区民が、人権を身近なものとして捉え、日々の生活の中で人権を尊重して生きること、人権意識を持って行動することが出来るよう、区の隅々に人権尊重理念が浸透していくよう人権施策を推進してまいります。

### 3. 人権課題の状況と施策の方向性

分野	現状と課題	区の状況及び取組み	区の施策の方向性
1 女性 (男女平等)	<p>○平成 27 年(2015 年)には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が策定される等、男女共同参画を推進していくための法制度等の整備が進められている。</p> <p>○平成 30(2018)年、ジェンダー・ギャップ指数によれば、日本は 149 か国中 110 位であり、特に経済と政治分野における評価が低くなっている。</p> <p>○女性は、家事・育児・介護における負担が依然として重く、長時間労働等の男性を中心とした労働慣行がある等、男女の役割を固定的に捉える人々の意識も根強く残存しており、家庭や職場における様々な男女差別を生む要因となっている。※参考資料(女性)①</p> <p>○パートナーからの暴力(DV)は、家庭内で行われるため、外部からその発見が困難であり、被害が深刻化しやすいことや相談につながりにくい傾向がある。</p> <p>○DV 家庭における子どもへの影響や子どもへの虐待が問題となっている。</p> <p>○恋人間における交際相手への暴力「デートDV」、ストーカー行為、アダルトビデオ出演強要問題や「JK ビジネス」等、若年層の女性が被害に遭う問題が発生している。そのため、東京都は「JK ビジネス」等について必要な規制を行い、青少年</p>	<p>○平成 16(2004)年に男女が互いの人格を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮し、協力し合う男女平等社会の実現に向けて、「葛飾区男女平等推進条例」を公布、施行した。</p> <p>○平成 21(2009)年度から「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」を策定、平成 26(2014)年 4 月には「配偶者暴力相談支援センター」を葛飾区男女平等推進センターに開設し、配偶者暴力の防止及び被害者保護のための施策をきめ細やかに実施している。</p> <p>○平成 29(2017)年には、「葛飾区男女平等推進計画(第 5 次)」を策定し、男女平等の意識づくりと理解の促進や仕事と生活の調和の推進、あらゆる暴力の根絶等に全庁的に取り組んでいる。</p> <p>○本区審議会等の女性委員の割合は、平成 29(2018)年度は 29.4%であり、少しずつではあるが、女性の参画が進んできている。</p> <p>○平成 29(2017)年度における女性に対する暴力相談(DV 相談)は 422 件、寄せられている。</p> <p>○教員や保育士を対象とした研修を実施し、男女平等教育の推進につなげている。</p> <p>○講座や講演会、啓発紙の発行、男女平等推進センターでのイベント等を実施し、区民の男女平</p>	<p>○女性も男性もお互いの人格を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮し、ともに協力し合える社会の実現に向けた施策を総合的に推進する。</p> <p>○男女共同参画社会の実現に向け、審議会等の意思決定の場への女性参画率をさらに高めていく。</p> <p>○男女がともに自らの希望に応じて、仕事と家事・育児・地域活動等の仕事以外の生活が調和した人生を生きることが出来るよう、男女それぞれの課題に応じた取組みを進めていく。</p> <p>○誰もが安心・安全な暮らしを送れるように、DV 防止及び様々なハラスメント防止に向けた周知・啓発を図っていく。</p> <p>○DV 被害者等の安全確保及び自立に向けた支援及び DV 防止への取組みを推進するため、関係機関等との連携・協働に努め、相談支援体制の充実を図っていく。</p>

分野	現状と課題	区の状況及び取組み	区の施策の方向性
1 女性 (男女平等)	<p>を被害者とする犯罪を防止することを目的とした「特定異性接客営業等の規制に関する条例」を平成29(2017)年7月に施行している。※参考資料(女性)②、③</p> <p>○職場におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の妊娠出産等を理由とする不利益取り扱い等の問題が重大な社会問題となっている。※参考資料(女性)④</p> <p>○男性のDV被害が顕在化してきている。※参考資料(女性)⑤、⑥</p>	<p>等意識・人権意識の向上に取り組んでいる。</p>	

分野	現状と課題	区の状況及び取組み	区の施策の方向性
2 子ども	<p>○国は子どもの人権を守るため、「児童買春禁止法」、「出会い系サイト規制法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「いじめ防止対策推進法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子ども・子育て支援法」等、様々な法律を整備している。</p> <p>○全国的に児童虐待相談件数が増加しており、虐待死などの重篤な事例も報告されている。※参考資料（子ども）①、②</p> <p>○児童買春、インターネット上における児童ポルノの氾濫等も、子どもの人権問題として深刻な社会問題となっている。※参考資料（子ども）③</p> <p>○文部科学省によると、平成 29（2017）年度における全国の小学校から高等学校のいじめ認知件数は 41 万件を超え、過去最高を記録した。そのうち小学校が約 32 万件で、全体の約 8 割にのぼる。</p> <p>○いじめにより心身に重大な影響を及ぼす事例や自殺に追い込まれる事例が報告されている。</p> <p>○インターネット上のいじめも 12,632 件（3.0%）発生している。</p>	<p>○「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、平成 31（2019）年 3 月に「葛飾区子ども・若者計画」を策定し、「すべての子ども・若者が夢や希望を持って、健やかに成長し、社会的に自立できるよう地域全体で支えるまち「かつしか」」を基本目標として、すべての子ども・若者が持てる能力を生かして社会的に自立し、活躍できるよう、状況に応じたきめ細やかな支援を目指し、地域全体で連携して推進を進めている。</p> <p>○平成 28（2016）年 6 月の児童福祉法改正により、特別区は児童相談所を設置することができるようになり、葛飾区では児童相談所・一時保護所の設置に向けた検討を進めている。</p> <p>○平成 29（2017）年度における葛飾区児童虐待相談件数は 297 件で、平成 28（2016）年度に比べ、増加している。</p> <p>○「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、平成 31（2019）年 4 月に「葛飾区いじめ防止対策推進条例」を施行するとともに「葛飾区いじめ防止基本方針」を改定し、体制整備を進め、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策をさらに推進することとしている。</p> <p>○いじめ防止対策の具体的な取組みの一環とし</p>	<p>○子どもや子育て家庭を支援し、子どもの最善の利益実現のため、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指していく。</p> <p>○困難を有する子ども・若者を支援する施策を整理し、状況に応じたきめ細やかな支援を目指していく。</p> <p>○全教育活動を通して、互いの人格を尊重し合い、偏見や差別、いじめを許さない人権感覚を身に付けた児童・生徒の育成を図っていく。</p> <p>○教員の人権意識を高め、学校における人権教育を推進するため、定期的な人権教育研修会の実施等により、人権尊重の理念を広く定着させていく。</p> <p>○行政、学校、家庭、地域が連携し、社会全体で子どもの健全育成に努めるとともに、いじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図っていく。</p>

分野	現状と課題	区の状況及び取組み	区の施策の方向性
2 子ども		<p>て、いじめ問題対策委員会を設置するとともに、いじめ問題対策連絡協議会を設置し、地域や家庭との連携を強化していく。</p> <p>○平成 29 (2017) 年度における葛飾区立小・中学校のいじめ認知件数は 117 件で、平成 27 (2015) 年度以降、減少傾向である。</p> <p>○児童・生徒に「いじめは絶対に許されない行為であること」を十分理解させ、いじめ解決に向けて主体的に行動する意識を醸成するため、「特別の教科 道徳」をはじめ、教育活動全体を通じて、指導の徹底を図っている。</p> <p>○SNS を利用したインターネット上のいじめ防止対策として、情報モラルを身に付けるための指導を行うとともに、「SNS かつしかっ子ルール」を周知し、児童・生徒の健全育成やネットトラブル等の未然防止を図っている。</p> <p>○幼児・児童・生徒など、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上や学習上の困難さの改善を図るため、特別支援教育を推進している。</p>	

分野	現状と課題	区の状況及び取組み	区の施策の方向性
3 高齢者	<p>○日本は、急速に少子高齢化が進んでおり、今後も高齢化率は上昇し続け、中でも後期高齢者の割合が高まると見込まれている。※参考資料（高齢者）①</p> <p>○「高齢者社会対策基本法」、「高齢者虐待防止法」「高年齢者雇用安定法」の改正等、豊かな高齢社会を実現するための様々な法律が整備されている。</p> <p>○核家族化が進む中で、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増えている。また、介護を必要としたり、認知症を発症する高齢者が増えてきている。※参考資料（高齢者）②、③</p> <p>○認知症の進行によって引き起こされるトラブルや孤立・孤独死等の問題がある。※参考資料（高齢者）④、⑤</p> <p>○高齢者の虐待は、介護疲れや介護ストレス等、養護者の要因が最も多くなっており、虐待を受けた高齢者だけでなく、養護者に対する適切な支援が必要である。※参考資料（高齢者）⑥</p> <p>○養介護施設従事者等による高齢者虐待も増加傾向にあり、職員の知識や技術等の問題、職員のストレスや感情コントロールの問題等が発生要因とされている。※参考資料（高齢者）⑥</p> <p>○年齢等を理由に就職や社会参加、賃貸住宅への入居の機会を奪われる等の問題を抱えている。※参考資料（高齢者）⑦、⑧</p>	<p>○平成 31（2019）年 4 月 1 日現在の高齢者人口は 113,496 人、高齢化率は 24.5%である。</p> <p>○高齢者人口に占める前期高齢者の割合は 47.3%、後期高齢者の割合は 52.7%である。</p> <p>○平成 29（2017）年以降、後期高齢者の割合が前期高齢者の割合を上回っており、今後、後期高齢者の割合がさらに高まると見込まれている。</p> <p>○可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を進めている。</p> <p>○「葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、すべての高齢者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らせるよう、総合的な取組みを推進している。</p> <p>○認知症の方や家族に早期に関わり、早期診断、早期支援を行う認知症初期集中支援チーム事業等の認知症早期発見早期支援の推進を実施している。</p> <p>○認知症高齢者と家族を地域で支えるため、認知症カフェを設置する等の取組みを行っている。</p> <p>○高齢者の虐待防止に向けては、養護者への支援にも積極的に取り組んでいる。</p>	<p>○住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、区民や地域団体、関係機関と協働して地域のつながりを深め、支え合いの推進により、高齢者の方が住み慣れたまちでいきいきと安心して暮らせるまちづくりの実現を目指す。</p> <p>○高齢者が健康で、いきいきと生活し、地域で必要とされる役割や生きがいを見つけ、互いに支え合うことで人と人がつながる地域社会をつくるため、健康づくりや介護予防への支援はもとより、これまで培ってきた知識や経験等を活かした社会参加活動や生きがい活動への支援を充実する。</p> <p>○成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等、高齢者の権利と財産を守るためのサービスが総合的に利用できるように支援する。</p> <p>○高齢者が安全に円滑に利用できるよう、道路や施設のバリアフリー化や高齢者が積極的に活動でき、安らげる場が得られるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを</p>

分野	現状と課題	区の状況及び取組み	区の施策の方向性
3 高齢者	<p>○高齢者を狙った悪質商法やオレオレ詐欺といった犯罪被害が起こっている。※参考資料（高齢者）⑨、⑩</p>	<p>○高齢者虐待相談を実施し、関係機関からなる高齢者虐待防止ネットワークを運営し、未然防止と救済に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29（2017）年度高齢者虐待相談・通報件数：116 件、虐待判断件数：84 件（85 人）</li> </ul> <p>○区内福祉施設職員を対象とする人権同和研修会を実施している。</p> <p>○平成 30（2018）年度葛飾区内特殊詐欺被害件数は 134 件で、被害額は約 1 億 6 千万円に及んでおり、高齢者向けの消費者被害防止に向けた啓発活動を実施している。</p> <p>○葛飾区成年後見センターにおいて、成年後見制度の相談及び利用支援、法人後見の受任などを行い、高齢者の権利擁護に努めている。</p>	<p>推進する。</p> <p>○高齢者が安心して生活できる、虐待ゼロの地域社会づくりを目指していく。</p>

分野	現状と課題	区の状況及び取組み	区の施策の方向性
4 障害者	<p>○平成 18 (2006) 年 12 月に、国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択され、国は、平成 19 (2007) 年 9 月に条約に署名し、平成 26 (2014) 年 1 月に批准した。批准に先立ち、平成 23 (2011) 年 8 月に「障害者基本法」が改正、平成 25 (2013) 年 6 月に障害者差別解消法が成立、障害者雇用促進法が改正されるなど、国内法令の整備が進められてきた。</p> <p>○障害者にとって日常生活又は社会生活を営むうえで様々な社会的障壁(バリア)が存在している。</p> <p>※参考資料(障害者)①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事物…通行や利用がしにくい施設、設備等(例：入口の幅が狭く、車いすで通れない)</li> <li>・制度…利用しにくい制度(例：障害があると加入できない会員規約等)</li> <li>・慣行…障害のある方の存在を意識していない慣習や文化等(例：講演会の申込先が電話番号しか示されていないため、聴覚・言語障害者が申し込めない等)</li> <li>・観念…障害のある方への偏見など(例：障害のある方は、○○と思うに違いない等)</li> </ul> <p>○平成 28 (2016) 年 4 月に障害者差別解消法施行され、障害を理由とする不当な差別的扱いが禁止されるとともに、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められることに</p>	<p>○本区の平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在の障害者手帳所持者数については、身体障害者手帳が 14,181 人、愛の手帳が 3,448 人、精神障害者保健福祉手帳が 4,011 人であり、5 年前(平成 26 年 4 月 1 日現在)と比較すると、身体障害者手帳は 0.97 倍、愛の手帳は 1.18 倍、精神障害者保健福祉手帳は 1.51 倍となっている。</p> <p>○平成 30 (2018) 年度から平成 35 (2023) 年度を計画期間とする「葛飾区障害者施策推進計画・第 5 期葛飾区障害福祉計画・第 1 期葛飾区障害児福祉計画」に基づき、「自立生活支援」、「就労支援」、「育成支援」、「地域で支えあうまちづくり」を基本目標として、障害者施策の推進に取り組んでいる。</p> <p>○地域における障害者差別に関する情報を共有し、障害者差別の解消に向け取組みを効果的かつ円滑に行うため、区の障害者施策を総合的に推進する「葛飾区障害者施策推進協議会」を「障害者差別解消支援地域協議会」として位置づけている。また、その専門部会として、「差別解消部会」を設置している。差別解消部会は、区内の障害者団体代表者と区職員とで構成し、障害者差別解消の推進に向けた情報交換・意見交換等を行っている。</p>	<p>○「葛飾区障害者施策推進計画・第 5 期葛飾区障害福祉計画・第 1 期葛飾区障害児福祉計画」に基づき、「一人ひとりが持つ可能性や能力を十分に発揮し、自立した生活を営み、地域社会の中でともに支えあう一員として、いきいきと輝けるようにします。」という基本理念のもと、引き続き、障害者施策を推進していく。なお、同計画に掲げた基本目標は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自立生活支援 自分らしい生き方を自ら選択、決定し、自立した生活を営むことができるように支援していきます。</li> <li>2 就労支援 一人ひとりが持つ可能性や能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けられるように支援していきます。</li> <li>3 育成支援 地域の中ですべての子どもたちが健やかに育ち、豊かな人間力を育めるように支援していきます。</li> </ol>

分野	現状と課題	区の状況及び取組み	区の施策の方向性
4 障害者	<p>なった。</p> <p>○東京都は平成 30 (2018) 年 10 月に、「東京都障害者への理解促進及び差別解消に関する条例」を施行した。</p> <p>○平成 28 (2016) 年 4 月に障害者雇用促進法が施行され、雇用分野における障害を理由とする差別的取扱いが禁止されるとともに、事業主に対し合理的配慮の提供が義務づけられた。また、平成 30 (2018) 年 4 月から法定雇用率の算定基礎の対象に、従前の身体障害者・知的障害者に加え、新たに精神障害者が加えられることになった。</p> <p>○全国的には、募集や採用、賃金、配置、昇進、教育訓練等の雇用に関する様々な局面で、障害者であることを理由に不利な条件を設ける等、障害者であることを理由とする差別事例の報告がある。また、障害福祉施設の職員や勤め先の経営者等から暴行を受けたり、賃金が払われなかったりする等、障害者への身体的・経済的虐待などの事例報告もある。※参考資料 (障害者) ②、③、④</p>	<p>○障害者差別解消法の施行に伴い、区では、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、区職員が適切に対応するように、平成 29 (2017) 年 7 月に「障害を理由とする差別の解消推進に関する葛飾区職員対応要領」を策定し、区職員に対する研修を実施している。</p> <p>○手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備することにより、障害のある人の社会参加を促進し、すべての区民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、平成 31 (2019) 年 4 月に「葛飾区手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を制定している。</p>	<p>す。</p> <p>4 地域で支えあうまちづくり 障害のある人もない人も地域の中でともに支えあい、安心していきいきと暮らせるまちにしていきたいと思います。</p>

分野	現状と課題	区の状況及び取組み	区の施策の方向性
5 同和問題 (部落差別)	<p>○被差別部落の出身者・居住者及びその子孫に当たる人等が、日常生活の上で、いろいろな差別を受けているといった日本固有の人権課題。</p> <p>○この問題の解決を図るため、国は地方公共団体とともに、昭和44(1969)年以来33年間、三度にわたり制定された特別措置法に基づき、地域改善対策等を実施してきた。平成14(2002)年3月で、一連の時限立法による対策は終了し、生活環境面においては、大きく改善されたものの、今なお被差別部落出身という理由で、結婚や就職等における差別が存在している。※参考資料(部落)①、②</p> <p>○過去には、企業が採用時に調査会社に依頼して、応募者の家族状況等を調べるという身元調査事件が起きている。現在は、職業安定法等において、収集できる個人情報の範囲が定められているものの、違反事例が数多く報告されている※参考資料(部落)③</p> <p>○結婚における身元調査等を目的に調査会社等からの依頼を受けた行政書士等が、職務上の権限を悪用して、戸籍謄本等を不正に取得する事件が起きている。※参考資料(部落)④</p> <p>○公共施設等に差別落書きや貼り紙をする、不動産取引にあたり土地調査を行う等といった差別行為が発生している。</p>	<p>○区内の電信柱、看板、公共施設内等に差別落書きが断続的に発生している。最近では、平成27(2015)年11月～平成29(2017)年2月にかけて、46件の差別落書きが発見されている。また、差別的な内容が書かれたはがきが区役所等に送りつけられる事件も発生している。</p> <p>○行政書士等における戸籍謄抄本等不正取得事件は、平成15(2003)年から16(2004)年に4件、平成18(2006)年に5件、平成23(2011)年に7件発生した。</p> <p>○葛飾区では、戸籍謄抄本等不正取得がわかった場合は、被害にあった本人に告知をするという制度を設けている。また、不正請求した者が所属している資格者団体に対して、再発防止への取組みを行うよう、依頼をおこなっている。</p> <p>○葛飾区世論調査(平成30(2018)年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同和問題を知っている方は全体の約7割、知らないが約3割</li> <li>・「自分の子供の結婚相手が同和地区出身者であった場合、あなたはどのように思いますか?」の質問に対し、「その結婚に反対する」あるいは「結婚には賛成するが、相手の家族とはあまり親戚つきあいをしない」と回答し</li> </ul>	<p>○「部落差別解消推進法」に基づき、部落差別についての正しい知識・理解を深め、偏見や差別意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を推進する。</p> <p>○引き続き、人権広報紙・ホームページ等、各種情報媒体を活用した啓発、講演会・研修会等の開催等の様々な手法により、効果的な啓発活動に努める。また、企業や公共性の高い組織等に対して、人権に関する講演会・研修会等への参加を促し、人権意識の高揚を図る。</p> <p>○学校教育では、人権感覚を育む学習内容・指導方法の改善・充実に努め、部落差別をはじめとするあらゆる差別・偏見をなくし、お互いの人権を認め合う人権尊重教育を推進する。また、教職員に対する人権同和教育研修の実施、充実に努める。</p> <p>○社会教育では、部落差別をはじめとする人権問題に関する学習意欲を喚起するとともに、社会教育施設等において実施する事業の充実に努める。</p> <p>○部落差別を理由とする結婚差別、就</p>

分野	現状と課題	区の状況及び取組み	区の施策の方向性
5 同和問題 (部落差別)	<p>○最近では、情報化の進展により、インターネット上において、部落出身者を差別する書き込みや特定地域を被差別部落であると指摘する等の深刻な差別事件が発生している。こうした情報は、不正確なものであっても急速に拡散し、部落差別に対する無知・無理解と相まって、差別の助長や誘発とにつながりかねない重大な事案である。</p> <p>○平成 28 年（2016）12 月に、部落差別解消に向けた国及び地方公共団体の責務を明らかにした「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行された。第 1 条には、現在も部落差別が存在すること、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じていることが明示されている。</p>	<p>た人 平成 27（2015）年度…10.4% 平成 30（2018）年度…7.3%</p> <p>○「部落差別が存在する限り、同和行政を推進していく」との考え方にに基づき、当事者団体と協力・連携し、区民の意識啓発や職員研修を推進する等の解決に努めている。</p> <p>○同和相談を実施し、同和地区出身者等に対して、人権や生活等に関する諸問題についてきめ細やかな対応を図っている。</p> <p>○講座や講演会、啓発紙の発行、パネル等を実施し、区民の人権意識の向上に取り組んでいる。</p> <p>○学校教育では、部落差別をはじめとするあらゆる差別・偏見をなくし、お互いの人権を認め合う人権尊重教育を推進している。また、教職員に対する人権同和教育研修を実施している。</p> <p>○社会教育として、皮革工芸教室や子どもキャンプ等、社会同和教育事業を実施している。</p>	<p>職差別、インターネット上の差別的な情報の掲載等の悪質な差別事案に対して、国・都並びに関係機関・団体等との相互の連携・協力を図り、迅速に対応を図る。また、就職における採用選考にあたっては、就職差別の撤廃に向けて、ハローワーク等と連携し、公正採用選考の周知徹底に努めていく。</p>

分野	現状と課題	区の状況及び取組み	区の施策の方向性
6 外国人	<p>○昭和 54 (1979) 年に「国際人権規約」を批准するとともに、昭和 56 (1981) 年に「難民条約」、平成 7 (1995) 年には「人種差別撤廃条約」に加入する等、外国人の人権保障の取組みを進めてきた。</p> <p>○令和 2 (2020) 年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を迎えることもあり、日本を訪れる外国人は年々、増加している。※参考資料 (外国人) ①</p> <p>○深刻な人手不足を背景に、平成 30 (2018) 年に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、就労を目的とする新たな在留資格を設け、5年間で最大 34 万人余りの外国人を受け入れる計画であり、日本で暮らす外国人が増加することが見込まれている。</p> <p>○言語、文化、宗教、生活習慣等の違いや無理解から、外国人に対する差別・偏見がある。※参考資料 (外国人) ②</p> <p>○外国人であることを理由にアパートやマンションへの入居拒否をする等といった人権侵害が起きている。※参考資料 (外国人) ③</p> <p>○外国人労働者に対して、労働条件等で差別的な取り扱いが行われている場合がある。※参考資料 (外国人) ④</p> <p>○義務教育の就学年齢に達しているが、就学不明の外国籍の子どもがいることを受け、文部科学省は</p>	<p>○外国人人口 (平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在) : 21,839 人、全人口の 4.7% に上る。</p> <p>・平成 29 (2017) 年 12 月時点において、在留外国人総数は地方自治体の中で全国 11 番目。</p> <p>○それぞれの国の文化や習慣の違いを理解し合い、外国人区民にも暮らしやすい地域となるよう語学・多文化理解講座の開催や外国語による情報提供、外国人生活相談等を実施している。</p> <p>○区役所の窓口での対応をスムーズに行うため、通訳スタッフを配置したり、区広報を 9 つの言語に翻訳したりする等、外国人が住みやすいまちづくりを推進している。</p> <p>○「にほんごステップアップ教室」や「日本語学級」など、日本語の習得が必要な児童や生徒が早期に通常の教科についての学習理解や日本の生活習慣の習得ができるよう支援を行っている。</p> <p>○ヘイトスピーチの問題に関し、区職員への研修や区民等への講演会を実施し、ヘイトスピーチに対する認識を深めてきた。</p> <p>○葛飾区議会では、平成 26 (2014) 年にヘイトスピーチを含む人種及び社会的マイノリティへの差別を禁止する新たな法整備を行うこと</p>	<p>○多様な文化や民族の違いを理解して認め合い、個性と能力を發揮できる暮らしやすい環境を整備する等、多文化共生社会の実現を目指す。</p> <p>○外国人との交流を進め、文化・習慣に対する相互理解を深めるために、語学講座や多文化理解講座、国際交流まつり等を実施し、外国人区民と日本人区民との交流を広げていく。</p> <p>○外国人生活相談や行政サービスの多言語対応の充実のほか、やさしい日本語の普及を図っていく。</p>

分野	現状と課題	区の状況及び取組み	区の施策の方向性
6 外国人	<p>外国籍の子どもの就学状況等の調査を令和元(2019)年中実施する予定である。※参考資料⑤</p> <p>○近年、ヘイトスピーチと言われる特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動が問題になっている。※参考資料(外国人)⑥</p> <p>○ヘイトスピーチに関しては、国連の人種差別撤廃委員会から日本政府に対し、「人種差別撤廃条約」に基づき対処の勧告があり、平成28(2016)年には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が成立、施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動を解消するための基本理念や基本施策が示された。</p> <p>○東京都は「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」において、ヘイトスピーチ解消に向けた取組みを推進するため、公の施設の利用制限、拡散防止措置、事案等の公表、第三者機関(審査会)の設置などを明記した。</p>	<p>求め、「ヘイトスピーチを含む人種及び社会的マイノリティへの差別を禁止する法整備を求める意見書」を国会及び政府に提出した。</p>	

分野	現状と課題	区の状況及び取組み	区の施策の方向性
7 疾病 (H I V 感染者・ハ ンセン病 元患者等)	<p>○疾病にかかっている人の中には、知識や理解の不十分さ等に起因する偏見や差別によって、社会生活の中で苦しんでいる人が少なくない。</p> <p>○周囲の偏見の目を恐れ、自らの疾病等についてカミングアウトできず、生きづらさを抱えている人もいる。</p>	<p>○相談や無料でのH I V検査の実施を行っている。</p> <p>・平成 29 (2018) 年度エイズ相談件数は 581 件、抗体検査は 347 件であった。</p> <p>○電話で健康に関する様々な相談 (健康ホットラインかつしか) や神経難病専門医による相談を実施している。</p>	<p>○疾病への正しい理解を深めて、差別や偏見をなくすため、啓発等をおこなう。</p>
HIV感染・エイズ	<p>○エイズは、H I V (ヒト免疫不全ウイルス) に感染し、免疫が低下することによって発症する病気。</p> <p>○東京における、エイズ患者、H I V感染者数は増加している。※参考資料 (疾病) ①</p> <p>○完治させる方法はまだないが、感染を早く知り、適切に治療をおこなえば、エイズの発症を抑える等のコントロールが可能であり、感染する前とほぼ同じように生活することができる。</p> <p>○H I Vは、日常生活で感染することはほぼないが、誤った知識や無理解から、就職をはじめ、一部の医療機関での診療拒否や一部の福祉施設等の利用拒否等、日常生活で差別や偏見が見られる。</p>		<p>○相談や無料でのH I V検査の実施等、支援体制の充実を図っていく。また若年層に向けた啓発の充実を図っていく。</p>
ハンセン病	<p>○ハンセン病は、らい菌よって起こる皮膚と末梢神経の病気であるが、感染力は非常に弱く、現在は外来治療だけで確実に治癒する。</p> <p>○かつて不治の病あるいは遺伝病として考えられ、昭和6 (1931) 年以降、患者は法律により療養所へ強制隔離され、家族も厳しい差別と偏見にさら</p>		

分野	現状と課題	区の状況及び取組み	区の施策の方向性
7 疾病 (H I V 感染者・ハ ンセン病 元患者等)	<p>されていた。</p> <p>○ハンセン病患者や回復者の名誉回復の取組みが行われているが、今なお誤った認識や偏見が残っている。※参考資料（疾病）②</p>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</div>	<p>○感染症は、人びとの間に偏見や差別を生じることが少なくない。従来感染症のほか、今後も、新型インフルエンザ等の新たな感染症や様々な疾病について、偏見や差別が生じてしまう恐れがある。</p>		

分野	現状と課題	区の状況及び取組み	区の施策の方向性
8 性自認、性的指向 <small>(セクシュアル・マイノリティ)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京都では平成 30 (2018) 年に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の条例」を制定し、性自認・性的指向を理由とする差別の解消及び啓発等を推進している。</li> <li>○カミングアウトができず、打ち明けたとしても、興味本位で見られたり、職場や学校で嫌がらせを受ける等、偏見や差別に苦しんでいる人がいる。 ※参考資料 (セクシュアル・マイノリティ) ①、②</li> <li>○アウティングにより、その人の居場所を失ったり、自殺に追い込まれる等といったことがある。※参考資料 (セクシュアル・マイノリティ) ③</li> <li>○最近の研究では、セクシュアル・マイノリティの自殺リスクが高いことが指摘されている。※参考資料 (セクシュアル・マイノリティ) ④</li> <li>○「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針 (セクハラ指針)」において、セクシュアル・マイノリティへのセクハラも同指針の対象であることを明確化している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 5 次葛飾区男女平等推進計画において、「多様な性、多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり」を新たに施策の方向に加え、性の多様性に関する正しい情報の提供や理解促進のための啓発活動や職員研修を行っている。</li> <li>○平成 30 (2018) 年 6 月に同性同士が夫婦と同様の関係にあることを自治体が認める同性パートナーシップ制度の導入検討を求める請願を採択している。</li> <li>○区役所で使用している各種申請書類等の様式について、法令で定められているもの等を除き、不要な性別欄は設けないとの方針に基づき、削除の手続きや新たな様式に性別欄は設けない取組みを進めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○性の多様性への理解を深め、性自認・性的指向の異なる人たちへの偏見や差別をなくし、すべての人びとが尊重される社会の実現を目指していく。</li> <li>○性の多様性に関する正しい情報の提供や理解促進のための職員研修、区民向けの講座・講演会、パンフレット配付等による啓発活動を行っていく。</li> <li>○セクシュアル・マイノリティの方々がより生きやすい社会となるよう、具体的な困難の把握やその解決に向けた取組みを推進していく。</li> </ul>
<u>性自認</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○性自認、身体の性が一貫しておらず、違和感をもつ人がいる。※参考資料 (セクシュアル・マイノリティ) ⑤</li> <li>○平成 30 (2018) 年には、世界保健機関 (WHO) が性同一性障害を「精神疾患」から外し、「性の健康に関する状態」という分類に入れるとともに、名称も「性別不合」(仮訳)に変更した。これによ</li> </ul>		

分野	現状と課題	区の状況及び取組み	区の施策の方向性
8 性自認、 性的指向 (セクシュアル・マイ リティ)	<p>り、障害や疾患ではなく、性の状態へと認識が転換されることとなった。</p> <p>○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、性同一性障害であって、一定基準を満たす場合は、性別の変更の審判を受けることができるが、性別適合手術を受ける必要があり、負担が大きい。</p>		
<b>性的指向</b>	<p>○性的指向は、自分の意思で変えたり、選んだりできるものではないと言われている。※参考資料（セクシュアル・マイリティ）⑥</p> <p>○同性パートナーを結婚に準じる関係と認める同性パートナーシップ制度を導入する自治体の動きある。※参考資料（セクシュアル・マイリティ）⑦</p> <p>○「同性愛」については、平成5（1993）年にWHOが「同性愛はいかなる意味においても治療の対象としない」と宣言し、国際疾病分類（IDC）から除外された。</p>		

分野	現状と課題	区の状況及び取組み	区の施策の方向性
9 犯罪被害者とその家族	<p>○国は、平成 17 (2005) 年に「犯罪被害者等基本法」及び「犯罪被害者等基本計画」を策定し、「犯罪被害者週間」の取組み等、犯罪被害者等に関する国民の理解を深めるための事業を実施している。</p> <p>○東京都では、平成 28 (2017) 年に「第 3 期東京都犯罪被害者等支援計画」を策定し、犯罪被害者等への支援に取り組んできた。</p> <p>○さらに東京都は、犯罪被害者等への支援に関する条例の制定に向けて検討を開始した。</p> <p>○犯罪被害に遭うと、身体を傷つけられ、生命を奪われる等の身体的被害があるだけでなく、精神的・心理的衝撃を受けることにより、トラウマ（心的外傷）や PTSD（心的外傷後ストレス障害）の症状が残るなどの精神的被害も深刻である。</p> <p>※参考資料（被害者）①</p> <p>○生命・身体・財産等に対する直接の被害のみならず、稼ぎ手が失われる等により収入が途絶える等の財産的被害、メディアの過剰取材や周囲の人びと等の第三者からの心ないうわさや中傷・偏見による精神的苦痛等の二次的被害がおこる。※参考資料（被害者）②</p> <p>○性犯罪・性暴力の被害者の多くは、誰にも相談できずにいる。※参考資料（被害者）③</p>	<p>○警察署と連携して、パネル展示や啓発活動等の取組みを行っている。</p> <p>○犯罪被害者を講師に招いた講演会の開催等により、犯罪被害者への理解促進に取り組んでいる。</p> <p>○人権推進課が犯罪被害者等支援窓口として位置づけられているが、これまで相談実績はない。</p>	<p>○犯罪被害者等支援窓口の周知を図るとともに、十分な支援を行うことができるよう窓口における支援体制の整備を図っていく。</p> <p>○被害者の多様なニーズに応えていけるよう、民間団体、警察、医療機関等と連携し、支援の取組みを推進していく。また、犯罪被害者及びその家族の立場に立って考え、支援することの大切さについて、啓発を進めていく。</p>

分野	現状と課題	区の状況及び取組み	区の施策の方向性
<p>10 その他 (就労にかかわる人権問題)</p>	<p>○日本国憲法第 27 条では、すべての国民に勤労の権利を保障している。また、一般的に労働者は雇用主よりも弱い立場にあり、不利な労働条件を押し付けられやすい状況にあることから同第 28 条では、労働者の権利として、「団結権」、「団体交渉権」、「団体行動権」といった 3 つの権利を認めている。</p> <p>○性別、年齢、障害の有無などを理由に、採用選考時や労働条件に関する差別的取扱いが問題となっている。</p> <p>○国際的には I L O（国際労働機関）がディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）という考えを打ち出している。ディーセント・ワークとは、労働者の仕事に対する理想を示すものであり、具体的には権利が保障され、十分な収入を生み出し、適切な社会的保護が与えられる生産的な仕事を意味している。</p> <p>○性的な発言、行動により相手を不快にさせる「セクシュアル・ハラスメント」、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に身体的、精神的苦痛を与える「パワー・ハラスメント」、妊娠・出産が業務上支障をきたすという理由で嫌がらせをする「マタニティ・ハラスメント」、男性社員の育児休業や短時間勤務を妨げる「パタニティ・ハラスメント」等、様々な「ハラスメント」が問題となっている。※参考資料（就労）①、②、③</p>	<p>○雇用・就業マッチング事業などにより、区民の就労を支援するとともに、健全な企業育成や働きやすい職場づくりを推進するため、労働関連講習会を開催している。</p> <p>○仕事と子育て・介護・地域活動等の調和を図り、健康で充実した生活が送れるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する講座等を実施している。</p> <p>○労働環境改善に向けた就業規則の改正等を行うアドバイザーの派遣や企業向けのセミナーの実施、事業所向け情報誌の発行を行い、企業に対してワーク・ライフ・バランスの支援を行っている。</p>	<p>○働き方改革の観点からも、労働環境への配慮の必要性が高まっている。労働者、事業主がそれぞれの立場から一人ひとりの人権を尊重する職場環境が大切であり、人権に配慮した職場づくりの啓発に取り組んでいく。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランスの促進等、良好な職場環境づくりに向けた企業の取組みを推進していく。</p>

分野	現状と課題	区の状況及び取組み	区の施策の方向性
10 その他 (就労にか かわる人権 問題)	<p>○ブラック企業の存在等による長時間労働等が問題となっている。※参考資料(就労)④、⑤</p> <p>○不当解雇や非正規雇用者の雇止め等、労働紛争に係る相談は全国で10万件を超えている。※参考資料(就労)⑥</p>		

分野	現状と課題	区の状況及び取組み	区の施策の方向性
<p>10 その他 (インターネットにかかわる人権問題)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スマートフォンやタブレット端末等の普及により、いつでもどこでもインターネットに接続ができるようになった。またSNSや動画共有サイト等、ソーシャルメディアの利用者も増加している。 ※参考資料(ネット)①、②</li> <li>○インターネットを利用したセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメント、部落差別や障害者、外国人等に関する差別的な書き込み等も深刻化している。</li> <li>○インターネット上でプライバシーの侵害、名誉棄損等の人権侵害が発生している。※参考資料(ネット)③</li> <li>○「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任法)」に基づき、インターネット上で権利侵害を受けた被害者の救済が図られるようになった。この法律に基づき、プライバシーの侵害や差別的書き込みなどの人権侵害を受けた場合には、プロバイダ等に対して当該情報の停止・削除を申し入れや発信者の情報開示を求めることができる。</li> <li>○性的な画像等をその撮影対象者の同意なく、インターネットの掲示板等に公表する行為により、被害者が大きな精神的苦痛を受ける被害が発生し、このような実情に鑑み、平成26(2014)年に「リベンジポルノ被害防止法」が施行された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成30(2018)年度の葛飾区世論調査によれば、区民の82.9%はスマートフォンを利用、62.7%がパソコンを利用しているという結果であった。若年層になるほど、利用率が高くなる傾向がある。</li> <li>○人権広報紙等各種情報媒体を活用した啓発、講座の開催等の啓発活動を行っている。</li> <li>○平成31(2019)年3月に「情報モラル教育の推進」等を掲げる「かつしか教育情報化推進プラン」を策定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童・生徒が情報社会において正しい判断や考えをもって行動のできる能力を育てるため、情報モラル教育の推進を図っていく。</li> <li>○利便性を享受するだけでなく、他者の人権の配慮に心がけること、適切な情報セキュリティ対策をとること、ルールやマナーを守ること等について啓発していく。</li> </ul>

分野	現状と課題	区の状況及び取組み	区の施策の方向性
10 その他 (インターネットにかかわる人権問題)	<p>○SNS等において子ども同士のいじめのほか、インターネットを通じた誘い出しによる未成年の性的被害や暴力行為、スマートフォン等を介して不正なアプリケーションをインストールさせ情報を流出させる等、悪質な事件が発生している。※参考資料（ネット）④</p> <p>○インターネット上で、一度、掲示板等へ書き込みを行うと、その内容がコピー・転載され、急速に世界中に広まってしまう。</p> <p>○情報の発信者やサイト管理者が特定できない等の理由から、書き込みをインターネット上から完全に消すことは困難であり、誹謗中傷や個人情報等が不特定多数の人々に長期間にわたって公開され、他人から受ける社会的評価を低下させる等の回復しがたい重大な損害を与える危険がある。</p>		

分野	現状と課題	区の状況及び取組み	区の施策の方向性
10 その他 (様々な人権問題)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人情報・プライバシー               <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品やサービスの顧客情報等の個人情報の流出や漏えいは個人のプライバシーを侵害するものである。</li> <li>・「個人情報保護法」が施行されたが、いまだに個人情報の流出やプライバシーの侵害が起きている。</li> </ul> </li>   <li>● 路上生活者（ホームレス）の人権               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームレスは、路上、公園、河川敷、海岸等様々な場所に暮らし、ときに他の地域へ移動しながら生活しており、広域的な対策が必要となる。</li> <li>・平成 14（2002）年「ホームレス自立支援法」を制定し、福祉・就労・住居・保険・医療等の分野において総合的な取組みが行われている。</li> <li>・ホームレスに対する差別や偏見による人権侵害も増えており、犯罪や悲惨な事件に発展する場合もある。</li> </ul> </li>   <li>● 災害に伴う人権               <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23（2011）年の東日本大震災や平成 28（2016）年 4 月の熊本地震等の災害が相次いで発生し、避難所等における様々な人権問題が明らかになり、プライバシーの確保や女性、高齢者、障害のある人等への配慮の重要性が改めて認識されるようになっている。</li> <li>・東日本大震災では、原子力発電事故により避難された人びとに対し、風評に基づく心無い嫌がらせ等があり、災害を契機として、</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「葛飾区個人情報の保護に関する条例」を制定後、逐次改正を行ないながらプライバシー保護に向けた取組みを進めている。</li>   <li>・路上生活者概数調査によれば、葛飾区では、12 人(平成 31(2019)年 1 月調査) となっている。</li>   <li>・「葛飾区地域防災計画」において、高齢者や障害者等の要配慮者への支援体制整備や避難所運営にあたっての女性や子どもなどへの配慮について定めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この他にも、社会の発展や価値観の変化に伴い、人権の問題は多様化・複雑化しており、日常生活のあらゆる場面において発生する新たな人権課題について、正しい情報の普及と理解促進を図っていく必要がある。</li> </ul>

分野	現状と課題	区の状況及び取組み	区の施策の方向性
10 その他 (様々な 人権問題)	<p>人権問題が発生した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 北朝鮮拉致問題               <ul style="list-style-type: none"> <li>・北朝鮮当局による日本人の拉致問題は、日本の国家主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題であると同時に、基本的人権の侵害という国際社会の普遍的問題である。</li> <li>・現在、日本政府は 17 名の日本人を拉致被害者として認定している。その他、拉致の可能性を排除できない特定失踪者が 50 名ほどいる。</li> <li>・国は平成 18 (2006) 年 6 月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、国民世論の啓発を図るよう努めること等を国及び地方公共団体の責務としている。</li> </ul> </li> <li>● アイヌの人びと               <ul style="list-style-type: none"> <li>・アイヌ民族は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を持っているが、近世以降の同化政策等により、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難く、また、迫害等により長く差別と困窮を強いられてきた。</li> <li>・平成 19 (2007) 年に、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択されたことを受け、日本では、平成 20 年 (2008 年) に国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されたが、アイヌ民族に対する理解不足から偏見や差別が依然と存在している。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にパネル展示等の啓発活動を行っている。</li> <li>・東京都内には、2,700 人 (昭和 64 (1989) 年東京都調査) の方が在住している。</li> </ul>	

分野	現状と課題	区の状況及び取組み	区の施策の方向性
10 その他 (様々な人権問題)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の法律としてアイヌ民族を初めて先住民族と明記し、生活格差を解消するための「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が平成 31 (2019) 年 4 月に成立した。</li> <li>● 刑を終えて出所した人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 偏見があり、住居確保や就職が困難であったり、悪意のある噂が流される等の問題がおきており、社会復帰の障害となっている。</li> <li>・ 社会に復帰する努力を重ねても、前歴についてのうわさが流され、本人の更生意欲がそがれたり、更生そのものが阻害されたりする場合も少なくない。</li> <li>・ 家族に対する偏見や差別もある。</li> </ul> </li> <li>● 親子関係・国籍 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際結婚が増加している中、結婚生活が破たんした際、一方の親がもう一方の親の同意を得ることなく、子を母国に連れ出し、もう一方の親に面会させないといった「子の連れ去り」が問題となっている。</li> <li>・ 日本人と外国人との間に生まれた子が、親から認知されない等で、無国籍となる問題が起きている。</li> <li>・ 平成 26 (2014) 年に「ハーグ条約」を批准。</li> <li>・ 法律上婚姻関係にある男女の間に生まれた子（嫡出子）とそうでない子（婚外子、非嫡出子）との間をめぐる問題もある。</li> <li>・ 婚外子は就学、就職、結婚等において、また戸籍制度や相続において差別される場合がある。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「葛飾区保護司会」が中心となって、犯罪や非行に陥った人たちの更生援助等を進めている。</li> <li>・ 「メールによる親子関係の相談」や「外国人生活相談」を実施している。</li> </ul>	

分野	現状と課題	区の状況及び取組み	区の施策の方向性
10 その他 (様々な 人権問題)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人身売買 (トラフィッキング)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人身取引その他の人身の自由を侵害する行為に対処するため、平成 17 (2005) 年 6 月に刑法等の一部が改正・施行されている。</li> <li>・ 性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引 (トラフィッキング) は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題である。</li> <li>・ 国においては、平成 16 (2004) 年 4 月、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画 2014」が策定された。</li> </ul> </li>   <li>● 見た目問題               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顔や身体に生まれつきアザがあったり、事故や病気によるキズ、ヤケド、脱毛等、「見た目 (外見)」の症状がある人たちに対して、「見た目」を理由による差別や偏見が存在している。</li> <li>・ 外見が重視される社会の中で、誤った認識による差別やいじめ等が起こっている</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講座や映画会の開催等により、啓発を行っている。</li>   <li>・ 理解促進に向け、講座を開催した。</li> </ul>	

## 4. 身近な人権

### (1) ライフステージと人権

世代別	乳幼児期（0～6歳）	学齢期（7歳～17歳）	青壮年期（18～64歳）	高齢期（65歳以上）
ライフイベント等	保育園等入園	就学	就職、結婚、家事、育児	退職、要介護、認知症
直面する可能性のある主な人権に係る悩みや困難	児童虐待	児童虐待、いじめ、デートDV、インターネットによる人権侵害、性自認・性的指向による差別や偏見、ジェンダー	就職差別、待遇面での差別、セクハラ、パワハラ、結婚差別、DV（デートDV含む）、インターネットによる人権侵害、性自認・性的指向、ジェンダー	高齢者虐待・消費者被害、住宅問題、社会的孤立、インターネットによる人権侵害

### (2) 生活と人権

タイトル	起こり得る主な人権問題	期待される役割
① 家庭と人権	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女の固定的役割分担意識の醸成等、親の価値観が子ども様々の差別や偏見につながる恐れがある。</li> <li>DV、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待</li> <li>インターネット利用による人権問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活の場において正しい人権感覚を養う。</li> <li>幼少期に、豊かな感情や思いやり、生命を大切にする心、自立心等を育む。</li> <li>性別に関わりなく、家事などの役割分担を行っていく意識の醸成とスキルの習得が行われる。</li> </ul>
② 地域と人権	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV被害者、高齢者等支援を必要としている人の社会的孤立</li> <li>近隣住民に対する差別や偏見に係る風評の発生</li> <li>差別や偏見に基づく住民トラブル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習活動や地域活動等を通して、様々な人権問題について理解を深め、実践する。</li> <li>人権問題の解決に向けた活動を行う人材や団体を輩出する。</li> <li>地域における見守りや支え合いの実践</li> <li>DVや虐待等支援を必要としている人をいち早く発見し、支援機関等につなぐ。</li> </ul>
③ 企業と人権	<ul style="list-style-type: none"> <li>採用や待遇における差別</li> <li>長時間労働による過労死</li> <li>セクハラ、パワハラ等のハラスメント問題</li> <li>人権への配慮の欠如による企業イメージの低下</li> <li>個人情報の漏えい</li> <li>えせ同和行為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公正な採用選考、公正・公平な処遇の実施とそのために、公正採用選考人権啓発推進員の配置を行う等の環境整備を図る。</li> <li>障害者の法定雇用率達成</li> <li>CSRの積極的实践</li> <li>社内研修等による従業員への人権意識の浸透</li> <li>ワークライフバランスの推進</li> </ul>

#### IV 推進の方策

##### 1. 基本の方策

タイトル	要 旨
(1) 啓発事業の充実	<p>○葛飾区では、これまで様々な人権問題を取り上げ、講座や講演会等を通して、区民に人権について考える機会を提供することで、人権啓発に努めてきた。今後も、人権課題の多様性・複雑化や新たな人権課題等の最新の情報や考え方を踏まえた啓発活動を推進していく。</p> <p>○企業が行う人権に関わる自主的な取組みを促すとともに、企業向け人権研修などの啓発事業を実施する。</p> <p>○啓発活動の実施にあたっては、インターネットやマスメディア等の様々な媒体の活用や体験型研修の実施等、より有効な啓発方法を調査・研究し、実施していく。</p>
(2) 人権教育・研修の推進	<p>○葛飾区教育委員会では、「かつしか教育プラン（葛飾区教育振興基本計画）」に「人権感覚・社会性や道徳性の育成」を定めており、全教育活動を通して、互いの人格を尊重し合い、偏見や差別、いじめを許さない人権感覚を身に付けた児童・生徒の育成を図っていく。</p> <p>○すべての学校に配置されている人権教育推進担当を中心に各校園における人権教育の推進に一層取り組んでいく。</p> <p>○定期的な人権教育研修や研究活動等を通して、教員の理解促進や人権意識、人権感覚の向上を図り、人権教育の充実につなげていく。</p> <p>○社会教育においては、人権尊重の理念を基礎として、あらゆる生涯学習施策や事業の推進に取り組むとともに、人権に関する学習を推進していく。</p> <p>○職員一人ひとりが、あらゆる場面において、人権に配慮し、職務を遂行できるよう、引き続き人権感覚を身に付けるための人権研修の充実を図っていく。また、職員一人ひとりが日常的な業務の中で配慮すべき事項等が意識化できるよう、身近で具体的な研修内容を盛り込んでいく。</p>
(3) 相談・支援体制の充実	<p>○区民相談をはじめ、様々な相談事業を実施しているが、最近では複合的な人権課題を抱える相談事例や新たな人権課題への対応が求められている。こうした状況に対応するため、相談窓口間や関係機関における連携強化を図っていく。また、より効率的・効果的な相談支援体制について研究を行っていく。</p> <p>○東京法務局や公益財団法人東京都人権啓発センター等の公的機関や各弁護士会、司法書士会等の団体が設けている相談窓口の連携や積極的活用を図ることで、幅広い課題に対応していく。</p> <p>○区内外の窓口一覧の作成等、各種相談窓口のより一層の周知を図り、誰もが相談窓口につながるができる環境づくりに努める。</p>

## 2 国・都等との連携

要 旨
○近年、インターネットによる人権侵害に代表されるように、人権問題は一自治体のみでの解決にとどまらず広域的な対応が必要となる課題が存在することから、国や都、他自治体との一層の連携強化に努める。

## 3 区民および企業との協働

要 旨
○人権尊重理念を地域に浸透させていくためには、区民や企業等との協働が不可欠である。 ○人権擁護委員や民生委員、保護司、差別解消のために運動している団体等と協働し、人権啓発活動等の人権課題の解決に向けた取組みを推進していく。 ○各種講座・講演会などあらゆる機会を通じて、参加者アンケート等により区民の意見・提案を整理・分析し、今後の施策に反映していく。 ○区民や民間事業者、企業における人権啓発活動や人権研修等を支援し、人権施策における協働を推進していく。 ○人権課題に取り組む公益法人等の団体と連携を図り、専門的なノウハウを活用した効果的な取組みを推進する。

## 4 人権施策の推進体制

要 旨
○庁内における推進体制 人権問題は、個別課題が多岐にわたる中、人権施策推進幹事会・本部会による組織横断的な情報共有・課題解決に向けた取組みを推進する。

## 人権課題の状況と施策の方向性

### (1) 女性

#### ※参考資料（女性）①

##### ◆平成 28 年社会生活基本調査（総務省）

- ・ 6 歳未満の子どもを持つ世帯における妻の家事関連時間は夫の約 6 倍、仕事時間は夫が妻の約 2 倍

#### ※参考資料（女性）②

##### ◆平成 29 年度男女間における暴力に関する調査報告書（内閣府）

- ・ 交際相手からの暴力の被害経験があった人の割合は 16.7%

#### ※参考資料（女性）③

##### ◆平成 30 年ストーカー行為等相談受理状況等（警視庁）

- ・ 都内におけるストーカー行為等に係る相談件数は 1,784 件、約 8 割が女性、年齢は 20 歳～30 歳代が全体の約 7 割。ストーカー規制法による警告は 488 件。

#### ※参考資料（女性）④

##### ◆平成 29 年度都道府県労働局雇用環境・均等部（室）相談状況（厚生労働省）

- ・ 相談 19,187 件の中でセクシャルハラスメント 6,808 件（35.5%）が最も多く、次に「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益扱い」4,434 件（23.1%）が多い。

#### ※参考資料（女性）⑤

##### ◆平成 29 年度男女間における暴力に関する調査報告書（内閣府）

- ・ 女性の約 3 人に 1 人、男性の約 5 人に 1 人が、配偶者から被害を受けたことがある。

#### ※参考資料（女性）⑥

##### ◆配偶者からの暴力事案の概況（警視庁）

- ・ 平成 30 年度配偶者からの暴力相談における男性の相談割合は 17%

## (2) 子ども

### ※参考資料（子ども）①

#### ◆平成 29 年度児童相談所での児童虐待相談対応件数（厚生労働省）

- ・平成 29 年度児童相談所での児童虐待相談件数は 133,778 件で、過去最多。

### ※参考資料（子ども）②

#### ◆子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 14 次報告）」（厚生労働省）

- ・平成 28 年度の虐待死（心中含む）は 77 人。

### ※参考資料（子ども）③

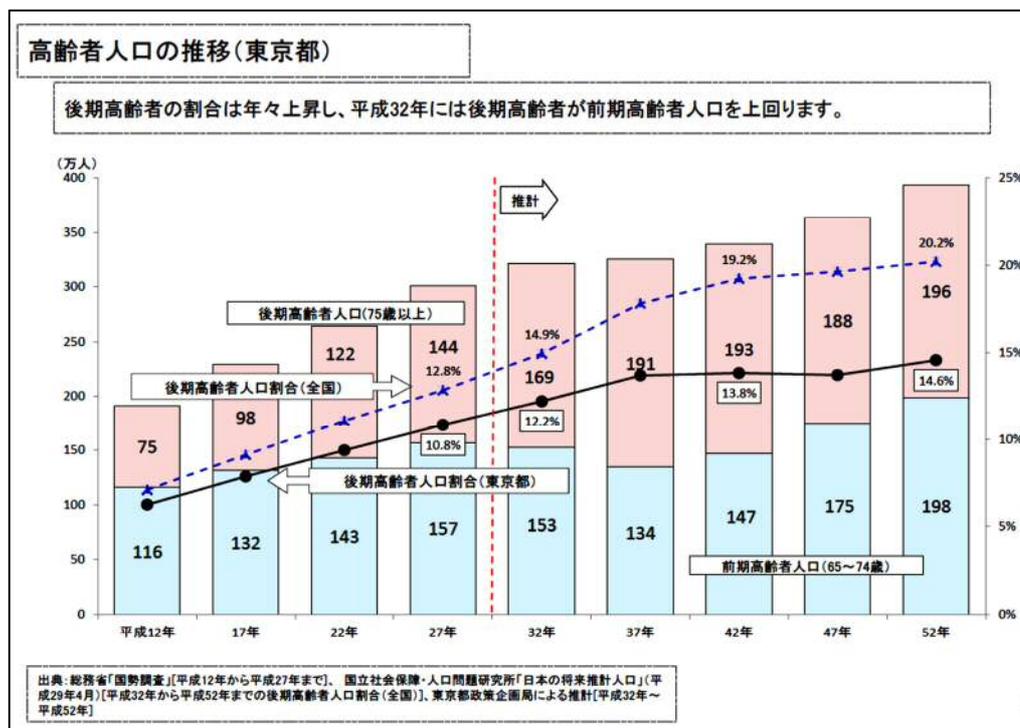
#### ◆平成 30 年における少年非行、児童虐待及び子どもの性被害の状況（警察庁）

- ・全国における平成 29 年の児童買春による検挙件数は 956 件、みだらな性行為等による検挙件数は 1,390 件。児童ポルノ事件の検挙件数は 2,413 件、児童ポルノ事件を通じて新たに特定された被害児童数は 1,216 人
- ・平成 29 年に SNS を通じて児童ポルノや児童買春などの犯罪被害に遭った子どもは 1,813 人で過去最高。被害は高校生が約 5 割。

(3) 高齢者

※参考資料（高齢者）①

◆東京の高齢者と介護保険 データ集（平成30年1月）（東京都福祉保健局）



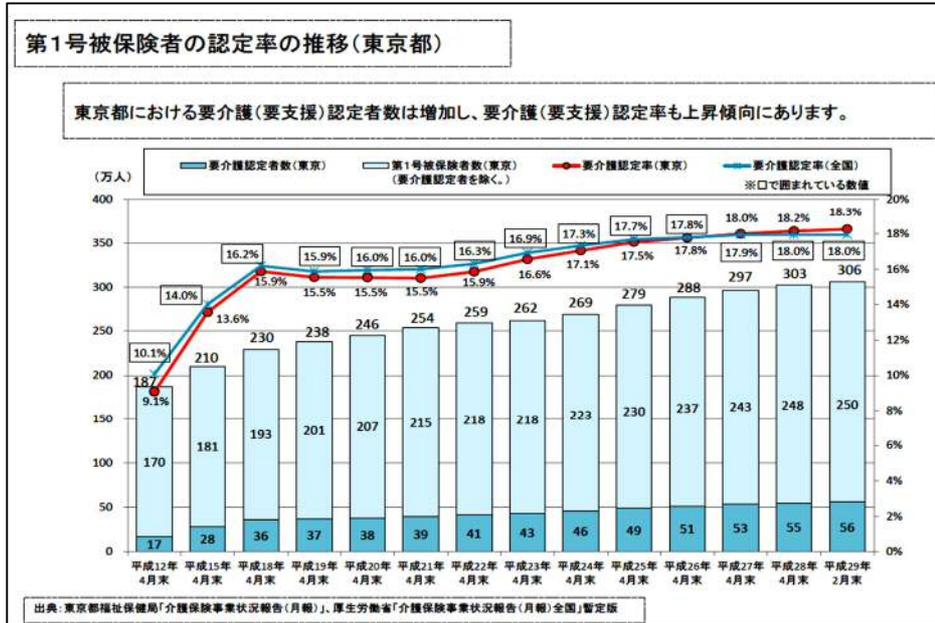
※参考資料（高齢者）②

◆「平成29年度版高齢社会白書」（厚生労働省）

- ・65歳以上の高齢者のいる世帯において、夫婦のみの世帯が一番多く約3割を占めており、単独世帯と合わせると半数を超える状況である。
- ・平成24年は認知症高齢者数が462万人と、65歳以上の高齢者の約7人に1人であったが、令和7年には約5人に1人になるとの推計もある。

※参考資料（高齢者）③

◆東京の高齢者と介護保険 データ集（平成30年1月）（東京都福祉保健局）



※参考資料（高齢者）④

◆認知症の行動・心理症状（BPSD）等に対し、認知症の人の意思決定能力や責任能力を踏まえた対応のあり方に関する調査研究事業（国立研究開発法人国立長寿医療研究センター）

認知症家族への頻度の高いトラブルについてのアンケート結果

家事困難・孤立、大量・反復する買い物、金銭管理、家族への暴力、施設スタッフへの暴力、妄想の対象者を警察に訴えるなど、行方不明、ごみ屋敷 等

※参考資料（高齢者）⑤

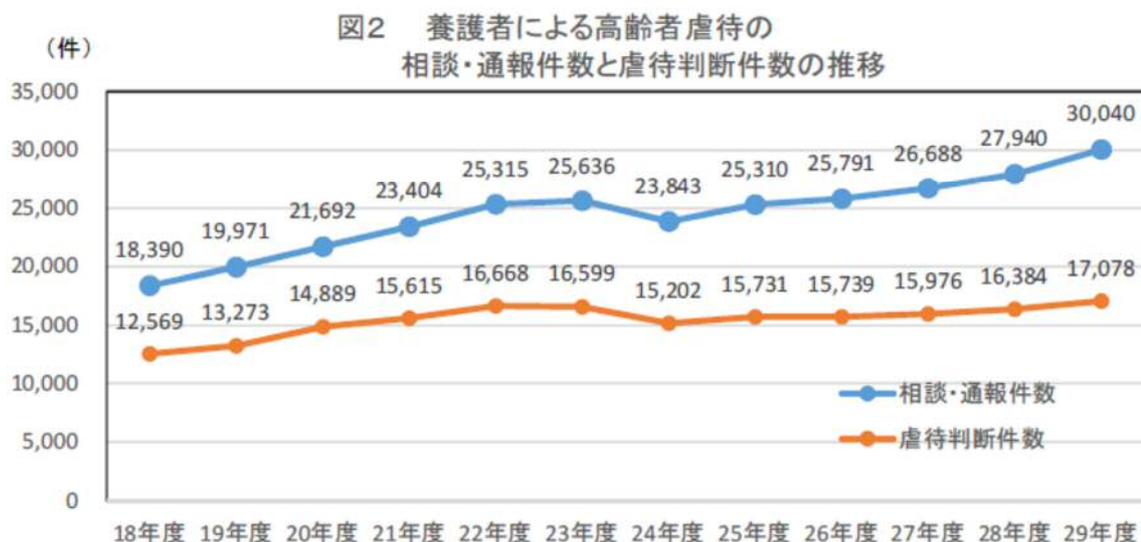
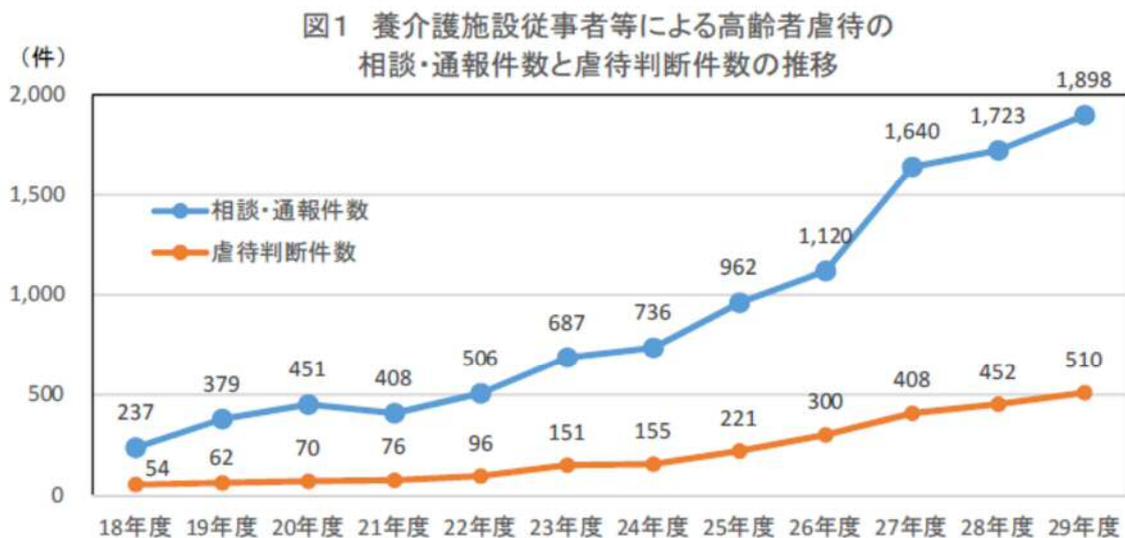
◆東京都監察医務院で取り扱った自宅住居で亡くなった単身世帯の者の統計（東京都福祉保健局）

・平成29年 特別区全体 3,319人 葛飾区 209人

※参考資料（高齢者）⑥

◆平成 29 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（厚生労働省）

・平成 29 年度高齢者虐待相談・通報件数



・養護者の虐待発生要因

介護疲れ・介護ストレス（24.2%）虐待者の障害・疾病（21.8%）被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係（14.2%）被虐待者の認知症の症状（13.7%）

・養介護施設従事者等の虐待発生要因

教育・知識・介護技術等に関する問題（60.1%）職員のストレスや感情コントロールの問題（26.4%）倫理観や理念の欠如（11.5%）

※参考資料（高齢者）⑦

◆平成 30 年度版高齢社会白書（厚生労働省）

「現在仕事をしている 60 歳以上の者の約 4 割が「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答。70 歳くらいまでもしくはそれ以上との回答と合計すれば、約 8 割が高齢期にも高い就業意欲を持っている様子が見えてくる」

※参考資料（高齢者）⑧

◆労働力調査（基本集計）平成 30 年平均（速報）

- ・年齢階級別労働力人口比率  
15～64 歳：86. % 65 歳以上：33. 9%

※参考資料（高齢者）⑨

◆平成 29 年における特殊詐欺認知・検挙状況等について（警察庁）

- ・特殊詐欺全体での高齢者の被害認知件数が占める割合（高齢者率）は 72. 5%
- ・オレオレ詐欺（96. 2%）、還付金等詐欺（93. 8%）で高齢者被害の認知件数が占める割合（高齢者率）が 9 割以上に上る。

※参考資料（高齢者）⑩

◆平成 30 年版消費者白書（消費者庁）

- ・平成 29 年の消費生活相談状況について、年齢層別では 65 歳以上が全体の 29. 2%と、高齢者が大きな割合を占めている。商品・サービス別上位相談件数では、商品一般が最も多く、次いで、デジタルコンテンツ、光ファイバーの順である。フリーローン・サラ金、修理サービスなどの相談も上位に含まれている。

#### (4) 障害者

##### ※参考資料（障害者）①

- ◆東京都障害者差別解消法ハンドブック ～みんなで支え合い、つながる社会をめざして～（平成30年10月改定版）（東京都）
- ・「社会的障壁」については、法において「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されている。

##### ※参考資料（障害者）②

- ◆平成29年度における「人権侵犯事件」の状況について（法務省）
- ・差別待遇事案で最も件数が多いものが、「障害者に関するもの」次いで「同和」「外国人」と続いている。

##### ※参考資料（障害者）③

- ◆平成29年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況（調査結果）（厚生労働省）
- ・養護者による虐待 4,649件・障害者福祉施設従事者等による虐待 2,375件

##### ※参考資料（障害者）④

- ◆平成29年度使用者による障害者虐待の状況等（厚生労働省）
- ・通報・届出があった事業所数 1,487事業所
- ・通報・届出の対象となった障害者数 2,454人
- 虐待種別割合：経済的虐待 59.2%、心理的虐待 25.5%、身体的虐待 9.9%等

(5) 同和問題（部落差別）

※参考資料（部落）①

◆平成 30 年における「人権侵犯事件」の状況について（法務省）

- ・「人権侵犯事件」統計資料 私人間の同和問題に関する人権侵犯報告件数  
平成 29 年 106 件、平成 30 年 100 件

※参考資料（部落）②

◆平成 29 年度人権擁護に関する世論調査（内閣府）

- ・部落差別に関し、どのような人権問題が起きていると思うか。  
「結婚問題で周囲の反対を受けること」40.1%、「差別的な言動をされること」27.9%、  
「身元調査をされること」27.6%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」23.5%

※参考資料（部落）③

◆平成 29 年にハローワークで把握した就職差別につながる恐れのある事象  
（厚生労働省） 1,088 件

※参考資料（部落）④

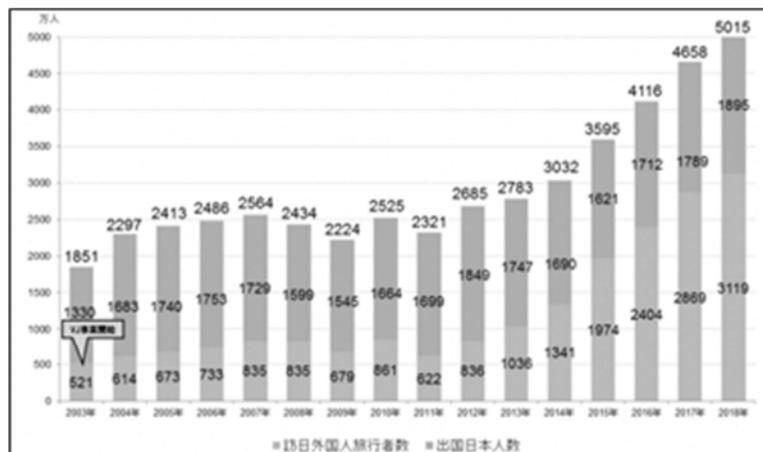
◆戸籍謄本等不正取得事件

- ・平成 17 年 4 月に兵庫・大阪の行政書士、6 月に台東区の行政書士
- ・平成 19 年 8 月、三重県の行政書士
- ・平成 20 年 7 月、兵庫県の司法書士
- ・平成 23 年 11 月、プライム事件
- ・平成 29 年 3 月、新潟県職員による戸籍謄本等不正取得事件 等

## (6) 外国人

### ※参考資料 (外国人) ①

#### ◆訪日外国人旅行者数・出国日本人数の推移 (日本政府観光局)



### ※参考資料 (外国人) ②

#### ◆平成 28 年外国人住民調査 (法務省)

- ・日本で経験した差別について調査

「知らない人からジロジロ見られた」31.7%、「職場や学校の人々が外国人に対して偏見を持っていて、人間関係がうまくいかなかった」26.0%、「日本語がうまく使えないことで嫌がらせをうけた」25.1%、「人に話しかけたが無視された」18.4%、

- ・日本で侮辱されるなどの差別的なことを言われた経験 29.8% (1,269 人)
- ・誰に言われたか。「見知らぬ人」53.3%、「職場の上司や同僚・部下、取引先」38.0%、「近隣の住民」19.3%

### ※参考資料 (外国人) ③

#### ◆平成 28 年外国人住民調査 (法務省)

- ・日本で住む家を探した経験のある人 48.1% (2,044 人)
- ・「外国人であることを理由に入居を断られた」39.3%、「日本人の保証人がいないことを理由に入居を断られた」41.2%、「『外国人お断り』と書かれた物件を見たので、あきらめた」26.8%

### ※参考資料 (外国人) ④

#### ◆平成 28 年外国人住民調査 (法務省)

- ・日本で仕事を探したり、働いたりした外国人の中で、受けた差別の割合  
「外国人であることを理由に就職を断られた」25.0%、「同じ仕事をしているのに、

賃金が日本人より低かった」19.6%、「外国人であることを理由に、昇進できないという不利益を受けた」17.1%、「勤務時間や休暇日数などの労働条件が日本人より悪かった」12.8%

※参考資料（外国人）⑤

- ◆「外国人の子どもの就学の促進及び就学状況の把握等について（通知）」（文部科学省：平成31年3月15日）

※参考資料（外国人）⑥

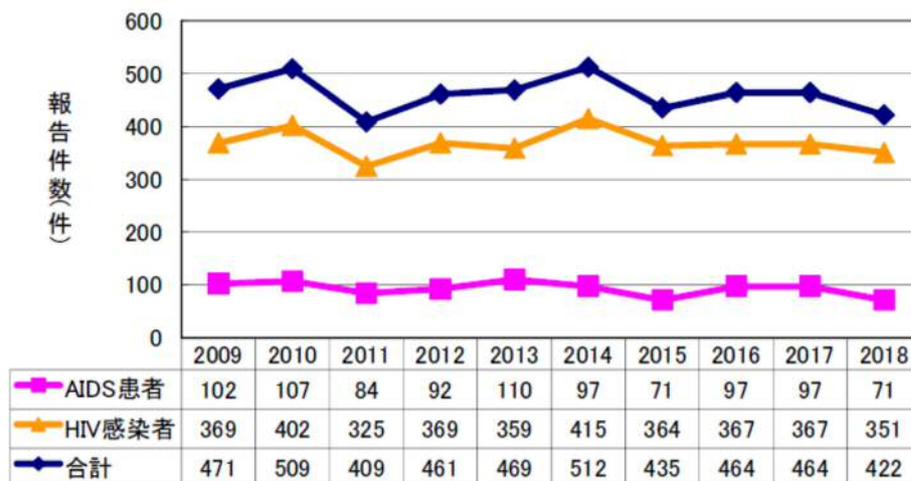
- ◆平成28年ヘイトスピーチに関する実態調査報告書（法務省）
  - ・平成24年4月から平成27年は9月まで：1,152件

(7) 疾病 (H I V感染者・ハンセン病元患者等)

※参考資料 (疾病) ①

◆2018年H I V感染者・A I D S患者及び梅毒患者の発生動向等について (東京都)

・新規H I V感染者及びエイズ患者報告数推移



※参考資料 (疾病) ②

◆平成29年度人権擁護に関する世論調査 (内閣府)

・ハンセン病患者・回復者やその家族に関し、どのような人権問題が起きていると思うか

「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」31.7%、「差別的な言動をされること」29.0%、「結婚問題で周囲の反対を受けること」28.2%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」27.0%

(8) 性自認、性的指向 (セクシュアル・マイノリティ)

※参考資料 (セクシュアル・マイノリティ) ①

◆平成 29 年度インターネットアンケート調査 (東京都港区)

回答者 400 人の内、56%の人が誰にもカミングアウトをしていない。

◆カミングアウトとは…家族や友人等に、秘密を打ち明けること。

※参考資料 (セクシュアル・マイノリティ) ②

◆平成 29 年度人権擁護に関する世論調査 (内閣府)

- ・性的指向に関し、どのような人権問題が起きていると思うか

「差別的な言動をされること」49.0%、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」35.0%、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」31.7%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」29.1%

- ・性同一性障害者に関し、どのような人権問題が起きていると思うか

「差別的な言動をされること」49.8%、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」45.7%

※参考資料 (セクシュアル・マイノリティ) ③

◆平成 27 年に男子大学院生がアウティングにより自殺した。平成 28 年には、死亡した学生の遺族が相手側の学生と大学の責任を迫及し、損害賠償を求める民事訴訟を起こした。

◆アウティングとは、本人の了解を得ずに秘密を暴露すること。

※参考資料 (セクシュアル・マイノリティ) ④

◆自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～ (厚生労働省)

- ・セクシュアル・マイノリティが社会や地域の無理解や偏見等の社会的要因によって自殺念慮を抱えることがあることを指摘している。

◆エイズ対策研究事業「ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート 2」(厚生労働省)

- ・ゲイ・バイセクシュアルの生涯経験率：自殺念慮 65.9%、自殺未遂率 14.0%
- ・異性愛男性に比較してゲイ・バイセクシュアル男性の自殺未遂リスクは 5.98 倍高くなっている。

※参考資料（セクシュアル・マイノリティ）⑤

◆性自認…自分自身の性別を自分でどのように認識しているかということ  
身体の性…出生時に判定された性別

- ・シスジェンダー（性自認と身体的性が一致している方）
- ・トランスジェンダー（性自認と身体性の不一致の方）
- ・Xジェンダー（女性・男性の性別のいずれでもないという性別の立場をとる人）
- ・クエスチョニング（自身の性自認や性的指向が定まっていない、もしくは意図的に定めていない） 等

※参考資料（セクシュアル・マイノリティ）⑥

◆性的指向…人の恋愛・性愛がどの対象に向かうかを示す概念

- ・ヘテロセクシュアル（異性愛者）
- ・ゲイ（男性同性愛者）、レズビアン（女性同性愛者）
- ・バイセクシュアル（両性愛者）
- ・パンセクシュアル（全性愛者）、アセクシュアル（無性愛者） 等

※参考資料（セクシュアル・マイノリティ）⑦

◆同性パートナーシップ制度を設けている全国の自治体（平成 31 年 4 月 1 日現在）  
20 団体  
都内では、渋谷区、世田谷区、中野区、豊島区、江戸川区、府中市。

(9) 犯罪被害者とその家族

※参考資料（被害者）①

◆平成 27 年犯罪被害者等の実態に関する調査（東京都）

- ・犯罪被害者等（性犯罪を除く）に心身の状況の変化  
「不眠」 69.5%、「疲労」 52.6%、「食欲不振」 46.3%、「うつ状態」 36.8%、「感情まひ」 33.7%、「PTSD」 32.6%

※参考資料（被害者）②

◆平成 27 年犯罪被害者等の実態に関する調査（東京都）

- ・犯罪被害者等（性犯罪を除く）に、被害後に他人の言動や態度で傷ついたこと  
「加害者及び加害者関係者（加害者側弁護士を含む）の対応」 76.8%、「周囲の人々による無神経な言動」 62.1%
- ・加害者や加害関係者だけではなく、周囲の人々の言動によっても傷ついていることがうかがえる。

※参考資料（被害者）③

◆平成 29 年度犯罪被害類型別調査結果報告書（警視庁）

- ・初めて被害にあった際の相談状況  
「どこにも（誰にも）相談していない」は痴漢等で 47.0%、無理やりにされた性交等で 59.4%
- ・どこにも（誰にも）相談しなかった理由としては、痴漢等では「相談するほどのことではないと思った」 31.9%、無理やりにされた性交等では「他人に知られたくなかった」 41.5%

(10) その他の人権分野

※参考資料 (就労) ①

◆平成 29 年度 都道府県労働局雇用環境・均等部 (室) での法施行状況 (厚生労働省)

- ・都道府県労働局雇用均等室に寄せられた相談 (19,187 件) の内容内訳  
「セクシュアル・ハラスメント」6,808 件 (35.5%)、「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」4,434 件 (23.1%)。

※参考資料 (就労) ②

◆平成 29 年妊娠等を理由とする不利益取扱いに関する調査 (厚生労働省)

- ・妊娠等を理由とする不利益取扱いを受けた経験のある人の割合：21.4%

※参考資料 (就労) ③

◆平成 27 年パタニティ・ハラスメント (パタハラ) に関する調査

(日本労働組合総連合会)

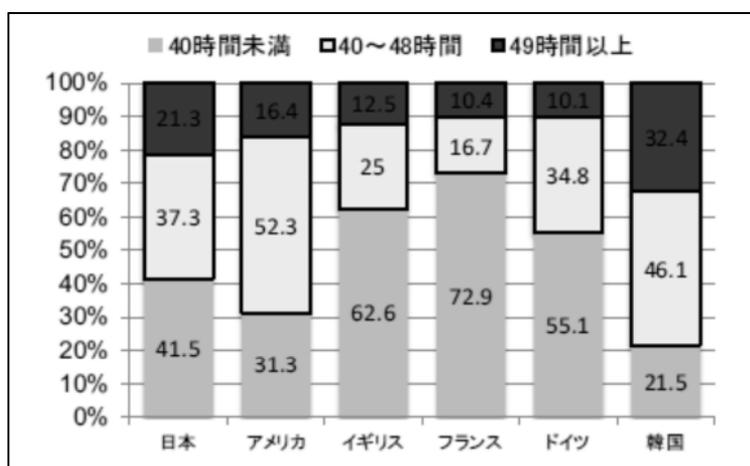
- ・職場でパタハラをされた経験がある割合：11.6%
- ・周囲でパタハラにあった人がいる割合：10.8%
- ・「子育てのための制度利用を認めてもらえなかった」、「子育てのために制度利用を申請したら上司に“育児は母親の役割”“育休をとればキャリアに傷がつく”などと言われた」等。

※参考資料 (就労) ④

◆第 1 回仕事と生活の調和のための時間外労働規制に関する検討会 (平成 28 年

9 月 9 日) 配布資料 (厚生労働省)

- ・長時間労働者の構成比 (週あたりの労働時間)



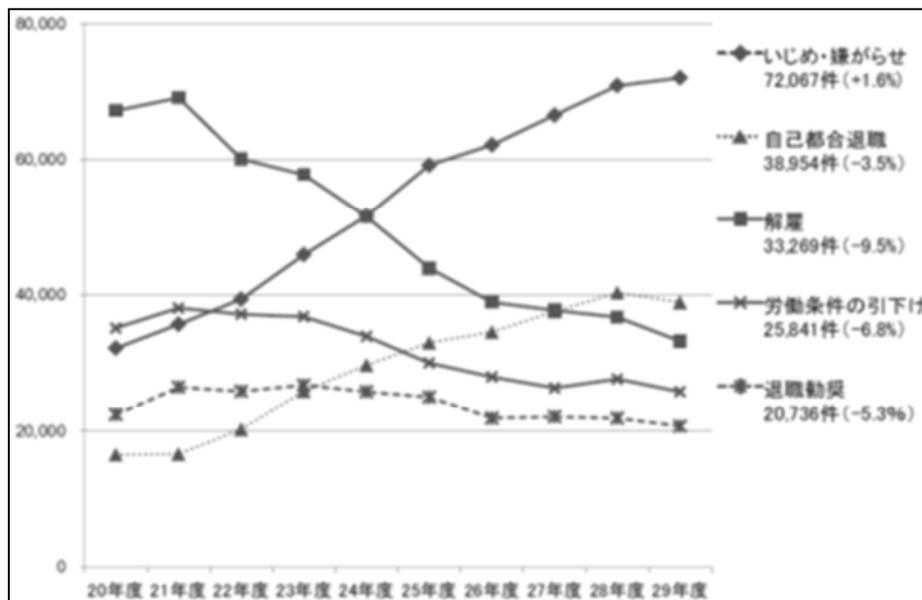
※参考資料（就労）⑤

◆労働基準関係法令違反に係る公表事案（平成30年4月1日～平成31年3月31日公表分）（厚生労働省） 451件

※参考資料（就労）⑥

◆平成29年度個別労働紛争解決制度の施行状況（厚生労働省）

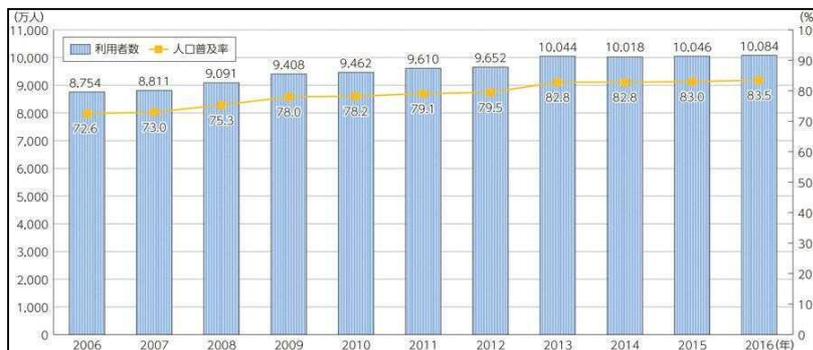
・総合労働相談における主な相談内容別の件数推移（10年間）



※参考資料（ネット）①

◆平成29年通信利用動向調査（総務省）

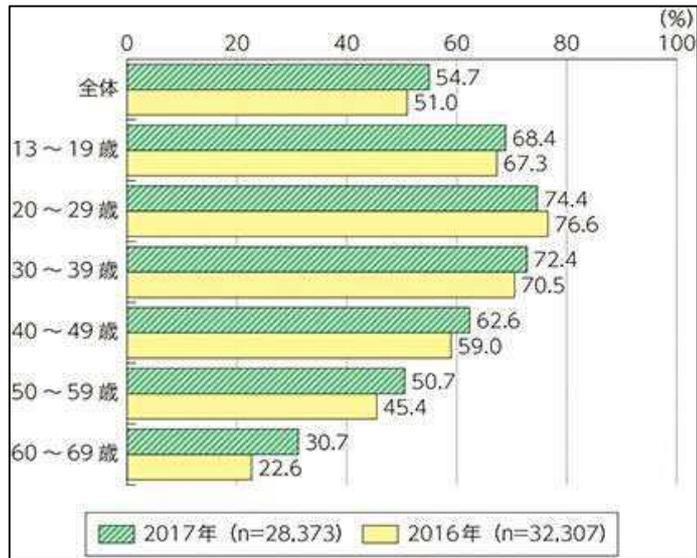
・インターネットの利用者数及び人口普及率の推移



※参考資料（ネット）②

◆平成 30 年通信利用動向調査（総務省）

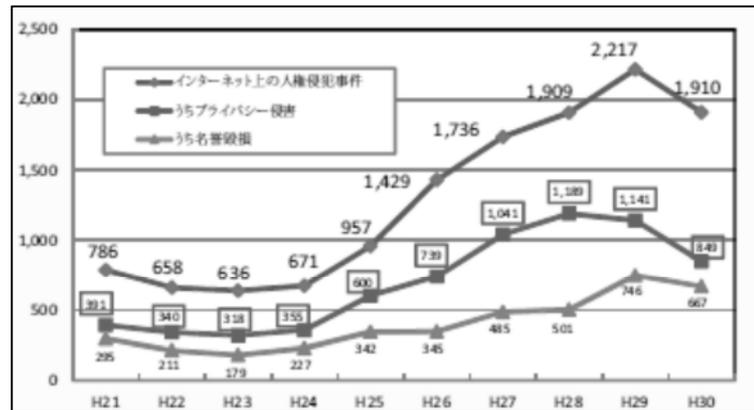
・年齢階層別ソーシャルネットワーキングサービスの利用状況



※参考資料（ネット）③

◆平成 30 年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）（法務省）

・インターネットによる新規救済手続開始件数



※参考資料（ネット）④

◆平成 29 年における SNS 等に起因する被害児童の現状と対策について（警視庁）

・ SNS 等に起因する事犯の被害児童数の推移

